

マイナ保険証をお持ちでなくても これまでどおり受診できます

12月2日(月)～

健康保険証とマイナンバーカードが一体化した「マイナ保険証」に移行されます

12月2日(月)から、被保険者証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証(健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード)の利用を基本とする仕組みに移行します。

12月1日(日)の時点でお手元にある被保険者証は、記載されている有効期限(最長で令和7年7月31日)まで使用できますので、破棄せずにお持ちください。

被保険者証に代わる書類を交付します

12月2日以降、令和7年8月の一斉交付までに、次に該当する方にはマイナ保険証の保有状況に応じて、「資格確認書」または「資格情報通知書(資格情報のお知らせ)」を交付します。

●新たに資格取得する方

●住所などの資格情報に変更になった方

●紙の被保険者証が使用できなくなった方(紛失等による再発行や有効期限切れなど)

▽マイナ保険証を持っていない方

「資格確認書」を交付します

※「資格確認書」とは

被保険者証と同様に「氏名、生年月日、被保険者等記号・番号、保険者情報等」が記載された、被保険者証と同じサイズのカード形式のものです。

医療機関等で提示することで、引き続き受診できます。

▽マイナ保険証を持っている方

「資格情報通知書(資格情報のお知らせ)」を交付します

※「資格情報通知書(資格情報のお知らせ)」とは

ご自身の被保険者資格等を簡易に把握いただくために交付するA4サイズの書面です。(マイナポータルでも内容を確認できます。)

マイナ保険証を医療機関等の機械で読み取ることができない場合、マイナ保険証と「資格情報通知書(資格情報のお知らせ)」を併せて提示することで受診することができます。

なお、この書面のみでは医療機関等を受診できません。

マイナ保険証を持っている方でも、次の方は、申請により「資格確認書」を交付します

●マイナンバーカードを紛失または更新中のため、有効なマイナンバーカードがお手元にならない方

●マイナンバーカードでの受診が困難な方(高齢者や障害者等の要配慮者)

※お手元にある被保険者証が有効な間は「資格確認書」は交付しませんので、被保険者証を使用してください。

※マイナンバーカードでの受診が困難等の特段の事情もなく、念のため「資格確認書」を持っておきたいという理由では交付できません。

▽12月2日以降に後期高齢者医療制度の被保険者になる方

令和7年7月末までの暫定的な運用として、マイナ保険証保有の有無にかかわらず、「資格確認書」を交付

します。
※申請は不要です。

令和7年8月に、一斉交付(更新)します

現在お持ちの被保険者証の有効期限が切れる前に、令和7年7月中旬に、マイナ保険証の登録状況を確認したうえで、一斉に「資格確認書」または「資格情報通知書(資格情報のお知らせ)」を郵送する予定です。

「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」も交付されます

「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、これまでどおり交付されます。(国民健康保険の方は毎年の更新手続きが必要です。)

※マイナ保険証を利用すると、医療機関への認定証の提示が不要となります。

マイナ保険証について、詳しくは政府広報オンラインをご覧ください。



申国住民課国保年金班

☎(84)1214